

告示

埼玉県告示第三百六十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和八年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和八年五月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 R s t y l e	埼玉県さいたま市鶴馬千九百八十一番地三	田栗 一男	埼玉県知事許可 (般一四) 第七五四五〇号
北成建設株式会 社	埼玉県さいたま市岩槻区大字高曾根六百八番地 (許可時・埼玉県さいたま市岩槻区大字高曾根六百七番地)	川口 博光	埼玉県知事許可 (般一三) 第七四四七八号
三協建物株式会 社	埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目十九番七号	井 直樹	埼玉県知事許可 (般一四) 第七五三八五号
株式会社ワール ドワイド	埼玉県川口市西川口四一四一十三一〇二二 (許可時・埼玉県越谷市弥生町十一一五大野ビル五F)	細川 隆之	埼玉県知事許可 (般一三) 第七二八六三号
株式会社高木管 鉄工業	埼玉県川口市西青木二丁目十四番二十六号	高木 治美 (許可時・高木政晴)	埼玉県知事許可 (般一三) 第一四六三七号
株式会社アップ ステップ	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田七百二十二番地一	森 琢哉	埼玉県知事許可 (般一三) 第七五〇九四号

ペンテック株式会社	埼玉県草加市中根二丁目二十八番九号	田村 忠美	埼玉県知事許可 (般一三) 第六九八〇六号
藤間工務所	埼玉県深谷市新井千九十六番地二	藤間 晴夫	埼玉県知事許可 (般一三) 第七四四九九号
株式会社サトウ電機	埼玉県草加市青柳七丁目六番十二号	佐藤 力	埼玉県知事許可 (般一三) 第三一四二二二号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和八年埼玉県告示第百八十一号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。